

藤岡市防災公園自動販売機設置事業者募集要領

問合せ先

〒375-1806 群馬県藤岡市中栗須3 2 7

藤岡市役所 総務部 地域安全課 消防防災係

電 話：0274-22-7444

F A X：0274-24-4515

メー ル：bousai@city.fujioka.gunma.jp

藤岡市防災公園自動販売機設置事業者募集要領

藤岡市防災公園（以下「防災公園」という。）に自動販売機の設置を希望される方は、この募集要領をご確認及び各事項を承知のうえ、お申込みください。

1. 貸付の目的

市の収入確保を図るとともに、防災公園の機能増進及び利便性向上を図ることを目的とし、一般競争入札により自動販売機の設置事業者を選定します。

2. 貸付（許可）物件

物件番号	設置場所	設置面積等	台数	販売品目等
1	藤岡市神田1547 備蓄倉庫北	面積：1 m ² 以下 高さ：1.85m以下	1	アイスクリーム製品等 (アイスクリーム、アイスマilk、ラクトアイス等)
2	藤岡市神田1547 備蓄倉庫北	面積：1 m ² 以下 高さ：1.85m以下	1	清涼飲料水等 (缶・ビン・ペットボトル)
3	藤岡市神田1547 屋外トイレ西	面積：1 m ² 以下 高さ：1.85m以下	1	清涼飲料水等 (缶・ビン・ペットボトル)

※自動販売機の機種によっては、商品の補充及びメンテナンスのため扉の開閉等に支障がある場合もありますので、応募前に設置場所を確認してください。

※電気コンセントは、各設置場所にあります。

※貸付面積には、放熱余地・転落防止部分を含みます。

※貸付については、1者につき1台の契約とさせていただきます。

3. 応募資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人が応募できます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条にて定める暴力団並びにその暴力団員、同法第3条及び第4条による指定を受けた暴力団並びにその暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者であること。
- (4) 個人の場合は藤岡市に住所を、法人の場合は群馬県内に本店又は支店若しくは営業所を有し、市税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する実績を3年以上有していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者であること。

●地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

4. 提出書類（①から④は市ホームページからダウンロードできます。）

	提出書類	法人	個人
①	応募申込書	○	○
②	誓約書	○	○
③	提案書	○	○
④	販売品目	○	○
⑤	住民票	×	○
⑥	登記事項証明書（履歴全部事項証明書）	○	×
⑦	印鑑証明書	○	○
⑧	市税に未納がない旨の証明書	○	○
⑨	設置する自動販売機のカatalog	○	○

※提案書は、別紙添付書式により作成してください。

※応募は1事業者につき次のいずれか1件とさせていただきます。重複して応募できません。

- ・ 物件番号 1

・ 物件番号 2 ～ 3

※⑤、⑥、⑦、⑧については、発行後 3 箇月以内の原本とします。

※提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。

5. 提案書等の提出方法

(1) 提出期間

令和 8 年 8 月 3 日（月）から令和 8 年 8 月 21 日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時までの間除く。）

※提出期間内に、必要な書類を提出場所に直接持参するものとし、郵送や電話、ファックス、メールによる受付は行いません。

(2) 提出先

群馬県藤岡市中栗須 3 2 7

藤岡市役所 総務部 地域安全課 消防防災係（防災センター 1 F）

電話 0 2 7 4 - 2 2 - 7 4 4 4（直通）

※不明な点がある場合には、電話にてお問合せください。

6. 審査方法及び審査結果の通知

審査は、書類審査とします。

設置条件をすべて満たすことを前提としたうえで採点を行い、上位者から順に防災公園の自動販売機の設置事業者として決定します。

物件番号 1・・・上位 1 者

物件番号 2 から 3・・・上位 2 者

設置事業者は、令和 8 年 9 月 16 日（水）までに決定する予定です。審査結果については、各応募者に書面にて通知します。

主な審査項目

①市に対して支払う貸付料（売上金額に対する割合）

②故障時、緊急時の対応

③販売品の種類

④販売予定の商品群及び小売価格（主力商品や代表商品等とその販売予定価格）

⑤定例の売上報告に係る自動販売機における売上管理の方法（電子処理による方法の可否など）

⑥環境への配慮（二酸化炭素排出や省エネ、ノンフロン対応など）

⑦安全・福祉への配慮（バリアフリー対応、ユニバーサルデザイン導入など）

⑧防災公園内の景観への配慮（塗装や造作物設置）

⑨自動販売機のフルメンテナスの内容（商品・釣銭補充、売上金集金、空き容器回収、トラブルサポートなど）

⑩空き容器の回収等（空き容器回収箱の設置アイデアなど）

⑪上記以外の、独自の企画提案

※なお、審査結果の内容等に関するお問い合わせには応じられません。

7. 設置条件等

(1) 契約

本件の契約については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定により行政財産の貸付となり、契約は民法（明治29年法律第89号）第601条により賃貸借契約となります。

(2) 貸付期間

令和8年10月1日～令和13年9月30日

なお、自動販売機の搬入及び設置については、市と協議して頂きます。

(3) 設置事業者の費用負担

①電気料

設置事業者が自ら設置した計量器（計量法（平成4年法律第51号）により検査に合格したものに限る。）により計測した電気使用量に基づき、市が計算した額を③の貸付料と共に納付していただきます。

②設置費等

自動販売機の設置・撤去に係る費用及び電気使用量を計測するための計量器を設置する費用は、設置事業者が負担して頂きます。

③貸付料

貸付料は、自動販売機の売上額（消費税相当額を含む）の11パーセント以上のご提案頂き、その金額を貸付料とします。貸付料の納付については、四半期ごととし、四半期終了翌日の10日までに売上を報告いただき、その実績を基に納入通知を作成のうえ、送付しますので、当月末日までに納めてください。

（例）貸付料＝4から6月の売上額（消費税相当額含む。）×〇〇％

7月10日までに売り上げを報告 7月31日までに貸付料の納付

(4) 自動販売機の設置

①自動販売機の規格については、設置面積1㎡以下及び高さ1.85m以下とします。

②自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を行ってください。その際には、建物の躯体に負担がかからない方法で設置してください。

(5) 自動販売機の性能

①「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力の低減に資する技術等を導入した機種としてください。

②ノンフロン対応機としてください。

③指定した設置面積に対応できる機種があれば、できる限りユニバーサルデザインの機種とするよう努めてください。

④音楽又は音声等を発する場合、周囲に迷惑をかけない程度の音量にしてください。

(6) 維持管理について

①商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などは、設置事業者の責任で行ってください。

②販売する飲料の容器の種類に応じた使用済容器の回収ボックスを原則として自動販売機横に設置し、適切に回収・リサイクルしてください。

③自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応してください。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記してください。

④自動販売機の販売品の売価は、標準小売価格以下で販売してください。なお、貸付期間中に、標準小売価格に1円単位までの変動があった場合の端数処理の方法は、設置事業者の裁量とします。なお、提案書に提示した価格を変更する場合には、市の承認が必要となります。

(7) 禁止事項

①貸付物件を指定用途以外の用途で使用することはできません。

②貸付部兼を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすることはできません。

③本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。

④酒類の販売を行うことはできません。

8. 参考データ（防災公園の概要）

(1) 住所：藤岡市神田1547

(2) 供用開始日：令和3年7月1日

(3) 公園面積：約4.1ヘクタール

(4) 駐車可能台数：84台

(5) 芝生広場：約1.4ヘクタール

(6) 主な遊具：複合遊具2基・健康遊具・親水施設・ターザンロープ・ふわふわドームなど

(7) 閉園日等：閉園日及び閉園時間等なし

※資料 藤岡市防災公園平面図